

安全確保・離職防止対策事業について

Ⅰ 事業目的

介護サービス利用者側からの暴力行為や著しい迷惑行為により、訪問看護師・訪問介護員（以下、「訪問看護師等」）が複数で訪問しサービスを提供しても、介護報酬上の加算を適用する条件である利用者及び家族等の同意が得られないために加算が受けられない場合に、加算相当額の一部を補助し、訪問看護師等の介護サービス提供時の安全確保を図る。

2 補助内容等

(1) 補助対象事業者

訪問看護（予防含む）及び訪問介護

(2) 補助内容

利用者用者等からの暴力行為等のため、複数での訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合の2人訪問に対して、加算相当額の一部を助成する。

(3) 補助要件

事前に協議を行い、ア、イの両方の条件を満たす場合

- ア 訪問看護師等に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為の事実があること、又はその被害を受けるおそれがあることから、複数での訪問が必要と認められること
- イ 複数でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の加算が適用できないと認められること

(4) 補助単価

区分		補助基準単価	
訪問看護 (予防含む)	看護師等による複数名訪問	30分未満 30分以上	2,540円/回 4,020円/回
	看護師等と看護補助者による複数名訪問	30分未満 30分以上	2,010円/回 3,170円/回
訪問介護 (予防除く)	訪問介護員による複数名訪問	20分未満 20分以上30分未満 30分以上1時間未満	1,660円/回 2,490円/回 3,950円/回

(5) 負担割合

(4) の補助単価に応じて

兵庫県1/3、三木市1/3、事業者1/3 負担する。

※ 訪問介護2名訪問 20分以上30分未満の場合

2,490円×2/3=1,660円を補助

2,490円×1/3= 830円は事業者負担

3 暴力行為等

【補助対象となる行為の例】

(1) 暴力行為

(2) 著しい迷惑行為

(3) 器物破損行為

【補助対象外となる行為の例】

社会通念上、一時的かつ、今後重大な危害が発生するとは想定しにくい、ごく軽微な暴力行為、迷惑行為、器物破損行為

(例)

- ・極端に筋力の落ちた女性利用者等からの一時的な殴打
- ・時折発せられるハラスメントとまでは言い難いからかい

その他、詳細についてはお問い合わせください。